

令和 7 年度前橋市こども預かりサービス補助金交付要項

令和 7 年 4 月 1 日から適用

取扱担当課

前橋市役所こども施設課（保健センター 2 階）

電話 027-220-5706（直通）

電子メールアドレス hoiku@city.maebashi.gunma.jp

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

通則	前橋市こども預かりサービス補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、前橋市補助金等交付規則（平成 10 年前橋市規則第 34 号）の規定によるほか、この交付要項の定めるところによることとします。		
交付目的	認可外保育施設における保育士配置の充実及び従事職員に対する健康診断の実施等の促進を図るため、これらに要する経費を補助することにより、認可外保育施設に預けている児童の保育環境を向上させることを目的とします。		
内容	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="213 1120 432 2051">補助対象者</td><td data-bbox="432 1120 1380 2051"> 【定義】 この要項において「認可外保育施設」とは、児童福祉法第 39 条に規定する業務を目的とする施設であって、同法第 35 条第 4 項の規定による認可を受けていない施設のうち、<u>同法第 59 条の 2 の規定により前橋市に届出を行っている施設</u>をいいます。 ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 4 項に規定する保育機能施設及び子ども・子育て支援法第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除きます。 【補助対象となる認可外保育施設】 認可外保育施設のうち、前橋市認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）に適合し、次に掲げる要件に該当する施設とします。 ○ 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 </td></tr> </table>	補助対象者	【定義】 この要項において「認可外保育施設」とは、児童福祉法第 39 条に規定する業務を目的とする施設であって、同法第 35 条第 4 項の規定による認可を受けていない施設のうち、<u>同法第 59 条の 2 の規定により前橋市に届出を行っている施設</u>をいいます。 ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 4 項に規定する保育機能施設及び子ども・子育て支援法第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除きます。 【補助対象となる認可外保育施設】 認可外保育施設のうち、前橋市認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）に適合し、次に掲げる要件に該当する施設とします。 ○ 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
補助対象者	【定義】 この要項において「認可外保育施設」とは、児童福祉法第 39 条に規定する業務を目的とする施設であって、同法第 35 条第 4 項の規定による認可を受けていない施設のうち、<u>同法第 59 条の 2 の規定により前橋市に届出を行っている施設</u>をいいます。 ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 4 項に規定する保育機能施設及び子ども・子育て支援法第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除きます。 【補助対象となる認可外保育施設】 認可外保育施設のうち、前橋市認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）に適合し、次に掲げる要件に該当する施設とします。 ○ 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。		

	(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。 (1) 保育士配置充実事業 ①各月初日において、入所児童の数が10人以上であって、かつ、0～2歳児がおおむね2割以上含まれていること。 ②年間を通じて、通常の保育時間が1日につき8時間以上であること。 ③専ら事業所内における従業員の児童を対象とした保育施設及び企業主導型保育施設を除く。 (2) 従事職員健康診断実施事業 ①補助対象者は、労働安全衛生法に基づく健康診断を実施した職員であること。（検便のみ実施した職員は含まない） ②補助対象者は、専ら認可外保育施設に勤める者であること。 ③企業主導型保育施設を除く。
--	---

交付金額の算定方法及び交付の対象となる事業及び経費	【交付金額】 この補助金の交付額は、各補助事業について、次に定める金額を上限とし、対象経費の実支出総額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とします。ただし、算出された額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。		
	【補助事業】 補助の対象となる事業と補助対象経費		
	対象事業	対象経費	交付金額
	保育士配置充実事業	保育従事者を配置するための人件費 ※ 通常保育時間内において、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項に定める保育従事者の数のほかに配置される保育従事者1人相当分の人件費（年間）とします。 ※ 第1期分（4月～10月分）と第2期分（11月～3月分）とに分けて補助を行います。	120,000円×実施月数で算出した額とし、1保育所当たり年間1,440,000円を限度とします。 第1期分の上限額 840,000円 第2期分の上限額 600,000円
	従事職員健康診断実施事業	認可外保育施設に従事する職員に対する健康診断に必要な経費です	健康診断を受診した施設従事職員数×4,200円
	【交付条件】 1 補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければな		

交付申請の手続き等		りません。 2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明かにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。 3 補助事業者は、補助の交付決定の内容やこれに付された条件に拘束され、これに従って事業を遂行しなければなりません。 4 補助金の額は、年度の途中において改定することがあります。この場合、既交付額と改定後の差額を追加交付し、又は返還していただくことがあります。 5 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。
	交付申請の方法、時期等	保育士配置充実事業 補助事業者は、第1期分である4月～10月分（計7カ月分）と第2期分である11月～3月分（計5か月分）の2期に分けて、各期の終了後に《提出書類》を提出してください。 提出期限は、第1期分は11月30日（土日祝日の場合はその前開庁日）まで、第2期分は4月15日（土日祝日の場合はその前開庁日）までとします。 なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です。 《提出書類》 1 交付申請兼実績報告書兼誓約書 2 添付書類 (1) 事業実績報告書（保育士配置充実事業） (2) 入所児童一覧 (3) 保育士配置充実事業経費内訳書 (4) 保育従事者名簿 (5) 給料支払明細書の写し 従事職員健康診断実施事業 補助事業者は、1月31日まで（土日祝日の場合はその前開庁日）（健康診断がこの日までに未了であるときは、健康診断の実施終了後20日以内）に《提出書類》を提出してください。

様式		《提出書類》 1 交付申請兼実績報告書兼誓約書 2 添付書類 (1) 事業報告書（従事職員健康診断実施事業） (2) 健康診断受診職員一覧 (3) 検診代の領収書（写し）又は振込みの確認できる書類 (4) 健康診断結果の写し
	交付決定の時期等	申請書類等の審査及び調査を行い、提出日から30日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。
	請求の方法、支払時期等	1 交付決定後、次の書類により請求してください。 (1) 補助金交付請求書 (2) その他市長が必要と認める類書 2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います
	交付決定の取消し又は補助金の返還	1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 (1) 偽り或其他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) 補助金を他の用途に使用したとき。 (3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、その取消しに係る部分の金額 (2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合、その超える部分の金額
	申請書等の様式	1 交付申請書兼実績報告書兼誓約書（様式第1号） 2 交付決定兼確定通知書（様式第2号） 3 補助金交付請求書（様式第3号）